

会議の名称	平成29年度第2回東村山市情報公開運営審議会				
開催日時	平成30年2月1日(木) 午前10時30分～12時				
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ3階 情報研修室				
出席者及び欠席者	<p>●出席者：  (委員) 佐藤佳弘会長・嶋田節男委員・高橋真理雄委員・古瀬礼子委員・松原きみ子委員・森聡委員  (市事務局) 東村総務部長・清水総務部次長・武藤総務課長・湯浅情報公開係長・須藤情報公開係主事</p> <p>●欠席者：臼井雅子委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	0名
会議次第	1 会長挨拶 2 議事 ・情報公開制度の運用状況報告(平成29年6月～12月分) 3 報告 ・東村山市情報公開条例及び同施行規則の一部改正				
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公関係 担当者名 湯浅・須藤 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227				
<b>会 議 経 過</b>					
(1) 会長挨拶 皆さんおはようございます。情報公開運営審議会に出席いただきありがとうございます。今回も昼間の開催となっておりますが、私の勤務先における業務の終了時間が夜のため、そこから当審議会へ出席するとなると午後9時頃の開催となっております。本日は時間を調整していただきありがとうございます。それでは始めさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。 <p>○佐藤会長  会議の成立状況の確認をお願いします。</p> <p>○湯浅情報公関係長  本日は委員7名中5名に出席いただき、過半数を満たしているため、会議は成立しています。(※その後、遅れて1名出席)</p> <p>○佐藤会長  傍聴希望者の確認をお願いします。</p> <p>○須藤情報公関係主事  傍聴希望者はいらっしゃいません。</p> (2) 議事 ・情報公開制度の運用状況報告(平成29年6月～12月分) ～配布資料「東村山市情報公開制度運用状況(平成29年6月～12月分)」より、当該期間の情報公開請求の状況を事務局から報告する～					

○湯浅情報公開係長

「情報公開請求件数」をご覧ください。平成29年6月から12月の累計です。

「出された請求書の枚数」である「請求数」は30件で、そのうち、市民や市内事業者からの請求である義務的請求が18件、市外在住者や市外の事業者からの任意的申出が12件です。

次に請求件数ですが、1枚の請求書で複数の課に請求できますので、所管課別でカウントした請求件数の方が多くなり31件です。決定の内訳は、全部公開が48.4%（15件）、部分公開が41.9%（13件）、請求に該当する公文書を保有しているか否かも答えられませんという存否応答拒否決定が1件、請求の却下が1件、取下げが1件です。

情報公開請求の件数は、20年度の151件（所管課別件数）をピークに減ってきていて、24年度以降は50から60件程度です。29年度もその位の数になる見込みです。

「所管別内訳」をご覧ください。指導室が5件と一番多くなりました。市立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規定やマニュアルをみたいというものと、教科書採択に係る委員会の委員名簿の請求があったものです。

次に、情報公開請求の状況をご説明します。全公開のもの、部分公開であっても非公開部分が「法人の代表者印影」だけのものは説明を省略します。

No.13。市議会会議録のなかに、ある議員が一般質問で、多摩湖寿会という老人クラブの会計処理について「多摩湖寿会の代理人から、弁護士から、抗議の内容証明も届いているはずでありますから、この問題、また継続します。」と健康福祉部長に話している記載があります。その内容証明に対する市の回答文書を見たいという請求です。これに対して、「回答文書が存在するとしてもないとも答えません」という存否応答拒否の決定をしました。これは、そもそも多摩湖寿会という任意団体が市に抗議の内容証明文書を出したのか出していないかということ自体が団体の内部情報であり、公にすると当該団体の事業運営上の利益その他社会的地位が損なわれるという情報公開条例第6条第3号法人情報に該当するためです。市の回答文書がある、無いを回答すると、無い場合もその理由を必ず説明しなければなりませんから、団体からの文書がきているかどうかを答えることになってしまいます。そのため、存否応答拒否決定をしました。

No.14。所沢市のバスの多摩湖町の乗り入れに関する文書の請求です。バス路線について警視庁が実地調査をした際に出席したバス事業者の担当者氏名や、多摩湖町地域住民で構成されたコミュニティバス検討組織というものがあるのですが、この検討組織登録書に書かれた住所や氏名などを個人情報で非公開にしました。

No.15。学校でのセクハラ防止に関するマニュアル等の公開請求です。市ホームページ等で公表している例規集で該当する規則が見られる旨説明したところ、「まずそれを見てください」とのことで、取下げされました。

No.17。課税業務のために使う地番や土地の境界データの請求です。今回の請求に該当する公文書は「地形図」というもので、課税課窓口で手数料を支払うことで誰でも写しの交付を受けられるもののため、情報公開条例第21条第1項に基づき条例の適用除外になり、却下決定をしました。

No.18。東村山市が建物を建てて運営していた市立第2保育園と第6保育園が、32年の4月から、民間事業者が新たに施設を建てて運営する民営の保育所に変わります。このため、28年度末に保育所の運営事業者を公募し、29年6月頃に事業者を決定して公表したのですが、この決定した事業者が提出した応募書類の請求です。応募書類は一事業者で厚さ5センチくらいになる多さのため、運用

状況も何ページにもわたる記載になっております。

「部分公開又は非公開とした部分と理由」欄のうち、「20の文書について」から「22の文書について」の前までが全部、個人情報で非公開にした箇所を記載しています。事業者の代表者や役員を除いた保育士等の従事予定者について、履歴書等にかかれた氏名・年齢・職歴、保育士資格証明書等のうち学校名や卒業日等の部分です。「22の文書について」の「施設長予定者の保育士含め資格の有無」も個人情報で非公開としました。これは、あまり知られていないのですが、保育所の施設長には、法律で保育士含め何らかの資格取得の義務付けは無いためです。施設長予定者は氏名を非公開にしていますので個人を識別することはできませんが、取得義務の無い資格の有無を公開した場合に、その有無が施設長の適任性に関係するかのよう誤解され、当該個人の権利利益を損なうおそれがあるため、個人情報で非公開としました。

「11の文書について」から「13の文書について」までは、法人の著作物であるマニュアル類であり外部に公表していないとのことでしたので、法人情報で非公開にしました。その下から「59の文書について」の前までは、保育所運営に係る資金計画書や財務書類の中の口座情報、借入金額等で、法人の内部情報として非公開にしました。ただし、市の補助金予定額は公開しています。最後、「59の文書について」の保育所の設計平面図は、詳細な間取りがわかる部分を犯罪等の予防情報で非公開としました。

No.21は、市民スポーツセンターの指定管理者である東京ドームグループが提出した事業計画書等の請求です。事業者のノウハウであると判断した部分、東京ドームグループと取引関係のある法人の名称等を法人情報で非公開にしました。例えば、「〇〇さんが所属する◆◆会社とつながりがあって、スポーツセンターでこういう講座を開催できます」といった部分については、会社独自の売りであり、他社に知られたくない情報であるので、法人情報で非公開にしました。また、社員や施設利用者等の氏名や顔写真は、個人情報で非公開にしています。

No.29。市立第一中学校の休みの日の警備日誌をみたいという請求です。第一中学校の施設管理や警備はシルバー人材センターに委託していて、警備日誌はシルバーの当日の業務担当者が書いています。その担当者氏名と印影を個人情報で非公開にしました。No.34と35も、No.29とは別の請求者ですが同様の請求内容で、同じ部分を個人情報で非公開にしています。

No.36。市議会各会派の政務活動費に関する書類の請求です。市ホームページで各会派の収支報告書及び出納簿は公表していて、いつ何のためにいくら使ったのかは見るすることができます。請求者にその旨伝えたとこ、支出の証拠となる領収書等も見たいとのことでしたので、公開請求となりました。

公開した書類のうち、領収書や請求書に記載された法人等の振込先口座情報、各会派の口座情報はそれぞれの内部管理情報にあたるため、法人・団体情報として非公開にしました。ただし、旅行会社やタクシー会社等の不特定多数が利用する業種の領収書は、振込先口座や代表者印影の記載も公開しています。

議員個人の携帯番号やメールアドレス、クレジット番号のほか、議員が出席した民間団体主催の研修の担当者や講師の氏名は個人情報で非公開としました。ただし、研修講師のうち各団体のホームページやチラシで公表されている氏名は公開しています。

No.37。土地の境界確認に係る書類の請求です。公開した書類のうち、地籍調査素図の作成・点検・調査を行った事業者の担当者の印影、境界を調査した地域の調査立会人、これはその土地の所有者が原則なのですが、この方の印影と登記簿と異なる現住所、土地所有者の代理人氏名は個人情報で非公開としました。

No.39。職員の懲戒処分について、処分理由となった非行・違法行為の内容が書かれた文書の請求です。公開した書類のうち、非違行為をした職員の氏名と所属係名（課名と主任という職名は公開）、本人の性格や上司の指導に対する態度等についての記載を個人情報で非公開としました。また、非違行為を行った当時の上司も指導監督不適正として処分を受けましたので、その者の氏名、現在所属する課・係名、健康福祉部に所属していた期間について、その情報単独でもしくは他の情報と照合することにより処分を受けた個人が特定できるため、個人情報で伏せました。

なお、「市の公表基準に該当しない処分の内容」については、条例第6条第6号行政運営情報イ「特定の者に不当な不利益が生ずるおそれのある情報」に該当し非公開としました。市には「職員の懲戒処分に関する公表基準」があり、「地方公務員法に基づく懲戒処分（過失に基づく軽微な注意義務違反過失による戒告処分は除く。）」、又は「刑事事件で起訴された場合の休職処分」のいずれかに該当するものは市ホームページ等で公表しています。これに該当しないより軽い処分（口頭注意、嚴重注意といったもの）については、処分を受けても公表されない前提で当事者等から聞き取りを行い決定しているもののため、処分があったか否かを含めて公開すると、非違行為当時と同じ部署にいた職員や関係部署の職員について「この人は処分を受けたのではないか」といった憶測がなされ、当該職員に不当な不利益が生ずるおそれがあるため、非公開としたものです。

No.40。以前の市長を被告とする損害賠償請求事件の判決文の請求です。控訴人である市民の氏名と住所を個人情報で伏せました。

この期間における審査請求や訴訟の提起はありませんでした。以上です。

○佐藤会長

ご意見やご質問があればお願いします。

○森委員

3つ質問があります。まず、No.36について、研修の案内チラシ・研修資料等に記載されている講演者等の氏名は、開催団体のホームページ等で公表されている方以外は非公開にされたとのことですが、講師名を非公開にして研修を行っていたとしても、講師料を支払えば領収書に講師名が記載されると思います。

○湯浅情報公開係長

No.36は、市議会議員が講師をしたという意味ではなく、民間団体が主催している研修会や講演会に市議会議員が参加したケースです。有料の研修会等が多いので、参加費を支払い、主催団体名で参加費の領収書が発行されます。

○森委員

私が所属している業界では講師と呼ばれることが多いのですが、講演会の内容を問わず講師氏名が非公表になることはありません。講演者の氏名が情報公開条例の個人情報に該当するのかが疑問に感じます。また、請求者は各党派が政務活動費を不正に用いてないかを確認したいために請求されたと思います。ついては、部分公開した資料が政務活動費を使用した根拠資料であれば、氏名を非公開にする必要はなかったと考えます。

2つ目はNo.18について、一事業者あたり約5センチの資料が提出されたという話で、確かに審査に係る書類なのでそれくらいの量になることは想像できます。これは提案ですが、大きな事案に係る書類や申請書類が大量となるものについては、公開請求がでることを見越して、あらかじめ非公開情報を除いた概略書のようなものを事業者から提出してもらうようにすれば、部分公開ではなく全公開で資料を公開できます。もちろん、各所管で提出させる書類は異なると思いますが、

全公開できる概要書を提出してもらうことは、情報公開制度の運営として非常にクリアになると思います。

3つ目はNo.17です。請求者が窓口に来られたときに、請求書を書く前に「この書類はこの部署で取得できます。」と案内すれば、請求書を受け付けた後に却下する必要はありません。却下した件数が残るとするのは、情報公開の運営上あまりよろしくないと感じます。

○佐藤会長

まずNo.36について、研修会の資料やチラシに記載されている講演者等の氏名は、非公開とするのでしょうか。

○湯浅情報公開係長

研修会を開催した団体のホームページや一般に配布されていたチラシで氏名が公表されていることが確認できたものは公開しています。一般に公表されていたかどうかを確認できなかった方の氏名は非公開にしました。

○佐藤会長

講演会や研修会等が非公表で行われたのであれば、講演者の氏名は非公開でいいと思います。

○松原委員

講演会は通常、講演者名を公表し公開で行われるものですが、氏名は公表されたくないという講演者もいるかと思います。ですので、主催団体に「情報公開請求があったが、講演者氏名を公開しても良いか。」と公開の是非を確認されるとよいと思います。

○湯浅情報公開係長

個人情報で伏せた「講演者等の氏名」というのは、例えば被災地を訪問した研修の日程に「地元住民の〇〇さんからこの時間にお話を聞く」といった記載があり、この氏名はHP等で公表されていなかったため、個人情報で非公開にした方がよいという判断に至りました。

○松原委員

運用状況の記載を読んだだけでは、講演会の壇上で話している講演者の氏名を非公開にしたと考えてしまいます。被災された地元住民の氏名を伏せたということならば、非公開理由を書き直した方がよいと思います。もしくは、事前に公開の是非について主催団体に確認されたらいいのではないのでしょうか。

○森委員

市議会議員から提出していただく研修会等の資料について、市側でフォーマットを用意すれば提出しやすいと思います。

○湯浅情報公開係長

現在は、各会派の提出様式は統一されていません。

事務局後日補足：政務活動費の精算にあたり各会派から提出をうける書類には「収支報告書」「政務活動費出納簿」があり、これは統一の書式が使われています。出納の証拠として添付する領収書や参加した研修会の資料等については、特に提出書式を定めてはいません。

○森委員

統一されてないと各資料の公開・非公開の判断が難しいと思います。フォーマットを統一すれば公開・非公開の範囲も明確化できますし、各会派も提出しやすいと思います。

○清水総務部次長

提出書類は色々ありますが、議会事務局と調整して検討できればと考えています。

○湯浅情報公関係長

今回は氏名の公開・非公開の判断については主催団体に確認しておらず、ホームページ等で氏名の公表が確認できるか否かで判断しています。次回以降は必要に応じて確認するなどより丁寧な方法で事務を進めていきたいと思ひます。

○佐藤会長

非公開で行われた講演会や研修会の資料であれば資料の取扱ひは慎重に行う必要がありますが、そうではなく、公開されている資料を市議会議員が受け取り市に提出したのであれば、それは市の文書になりますので、原則は公開です。個人情報や法人情報に該当する情報が記載されているのであれば、公開の是非について検討していただければと思ひます。ただし、講演者の氏名を非公開とするのは疑問ですので、その点は再度ご検討ください。

○嶋田委員

政務活動費については世間の厳しい目が注がれている状況です。この記載だと市は何か情報を隠していると市民に誤解を与えてしまいます。災害体験を発表される方の氏名を公開していいのかという問題もありますが、この運用状況を読んだ方に非公開部分やその理由がわかるように記載する必要があると思ひます。たとえば「研修内容によっては、講演者の氏名が公開できる場合とそうではない場合があつて、それはこういう判断をしている」といった書き方です。

○湯浅情報公関係長

部分公開とした資料を再確認し、非公開とした講演者等の氏名はどういう場合でどういふ理由で非公開としたのか、運用状況を読んだ方に正確に伝わるよう記載を見直したいと思ひます。

○佐藤会長

No.18に係る質問の回答はどうお考えですか。No.18だけではなく、決定期間を延長した請求がいくつかあつて、その理由には「非公開情報の検討を行うにあたり時間を要する」と書いてあります。今後の情報公開事務手続を簡略化するために、事業者に概略書の提出を求める等の方策についていかがでしょうか。

○湯浅情報公関係長

指定管理者や施設等の民間移管に応募する事業者にどのような書類を提出させるかについては、総務課は携わっていません。応募事業者が提出した書類に公開請求ができることはよくあるので、あらかじめ公表可能な情報をまとめた概略書を事業者に提出させるというご意見があつたことを担当所管に伝え、検討していく形になるかと思ひます。

ただ、概略書を事業者に提出してもらつたとしても、請求者には概略書だけ見られればいふという方もいれば、そうではなく部分公開になつてもすべての資料を公開してもらいたいという方もいますので、なかなか事務の簡略化は難しいと思ひます。

○佐藤会長

事業者に概略書を提出してもらふことも1つの対策だと思ひますが、難しければ、従来通り1件ずつ公開・非公開の判断を行うことになるかと思ひます。ただ、事務のスピード化のためには検討することは必要だと考えます。

○松原委員

公開できる資料は整理しておき、準備しておく必要があると思ひます。

○湯浅情報公関係長

情報公開制度が制定されてから十数年経過した中で、審議会の会議録や資料をはじめとした以前は情報公開請求がなければ公開していなかつた情報を市ホームページで公表し、請求手続を踏まなくても市政情報を取得できるよう進んでいま

すが、まだ道半ばだと思います。

○松原委員

以前と比べると本当によく公開されていると思います。それを更に進めていただくという意味で、公開可能な資料は準備していることがいいと思います。

○佐藤会長

一律にルールを決めてしまうと、事業提案の度に事業者が毎回概略書を作成することになり、事業者側の負担が大きくなります。ですので、1度請求を受けたケースについては今後も請求があるかもしれないという観点で、概略書の作成が効果がありそうなものを1件1件検討していく必要があると思います。働き方改革の一環としてご検討ください。

次に、No.17の質問に対する回答をお願いします。

○湯浅情報公開係長

請求者が窓口に来られたのであれば、請求書を書かれる前に「お探しの書類はどなたでも課税課で取得することができます。」という説明ができますが、No.17は郵送請求でしたので事前に説明する機会がありませんでした。請求書が届いた後に電話で課税課で取得できる旨をご説明し、請求を取り下げされるか確認したところ、「取下げはしない。情報公開請求では公開しない理由が書かれた決定通知書もらいたい。」というご意向だったので、却下の通知をだしました。

○嶋田委員

どんな公文書の公開が求められているのか記録を残すという観点で考えると、一度請求を受け付けて却下した方がいいかもしれません。

○佐藤会長

情報公開請求をしなくても別の所管で取得できる文書は、その旨を説明してご案内する。請求書が先に出されて説明をしても取下げの意思がないときは、請求を受け付けて却下したという記録を残すことになります。現在の運用で良いと思います。

○湯浅情報公開係長

却下件数がかかなり多かったりすれば、市は何か情報を隠しているのではと捉えられてしまう可能性があります。現在、却下の数は少なく運用状況に却下理由を明記していますので、不当に却下しているのではないということはあるかと思えます。

○嶋田委員

No.13の備考欄に「市議会会議録は市ホームページで公表されていることから、任意団体の名称を伏せていない。」とありますが、運用状況の「請求公文書の名称又は内容」欄の団体名を伏せていないという理解でいいのでしょうか。

○湯浅情報公開係長

お見込みのとおりです。

○嶋田委員

この書き方だと、存否応答拒否決定なのに何らかの公文書を公開して、その中で任意団体の名称を伏せていないという説明にも読めてしまいます。「『請求公文書の名称又は内容』欄中の任意団体の名称は伏せていない。」と書いた方がわかりやすいと思います。

○湯浅情報公開係長

前回の審議会で、特定の場所や団体を名指しして情報公開請求があったときは、当該情報は黒丸にして運用状況を作成しているとご説明しました。No.13は市議会会議録の文章をそのまま引用して請求書が書かれていて、公表されている会議録に任意団体名が明記されているので黒丸で伏せる意味がありませんでした。

備考欄の書き方については、『請求公文書の名称又は内容』欄中の多摩湖寿会という団体名称は伏せていない。』という説明の方がわかりやすいというご指摘の通りですので、修正します。

○高橋委員

No.18の備考欄に「H29.8.30まで期間延長」と記載してありますが、8月30日以降に請求に対する決定はされたのでしょうか。

○湯浅情報公開係長

まず8月2日に請求があり、条例上14日以内に決定をしなければなりません。書類の量が多く14日以内の決定は間に合わないということで、8月30日まで決定期間を延長しました。「決定年月日」欄をご覧くださいと、決定日が8月28日ですので、この日に部分公開決定が終わり、その後請求者に連絡をして書類をお渡ししたという流れです。

○高橋委員

No.40も期間延長をしていますが、これも同様の流れでしょうか。

○湯浅情報公開係長

お見込みのとおりです。1月10日まで決定期間を延長して、「決定年月日」欄の1月9日に部分公開決定を行い、その後ご本人に書類をお渡ししました。

○高橋委員

そうすると、「1月10日まで期間延長する」という予定を備考欄に記載しているのでしょうか。

○湯浅情報公開係長

お見込みのとおりです。延長期限よりも前に決定が終われば、その時点で請求者に連絡して書類をお渡ししています。

○佐藤会長

No.18について、資料の厚さが約5センチもあるというお話でしたが、窓口に取りに行くことができない請求者にはどのように渡しているのでしょうか。

○湯浅情報公開係長

公開文書の受取りは郵送でもできますので、料金を頂いた後小包等にして郵送します。

○佐藤会長

他にご意見やご質問がなければ、報告に進みます。

### (3) 報告

#### ・東村山市情報公開条例及び同施行規則の一部改正

○湯浅情報公開係長

29年12月市議会で個人情報保護条例と情報公開条例の両条例を改正し、それに伴い両規則も一部改正しました。両条例は29年12月25日から施行しています。

情報公開運営審議会の場合ですので、情報公開条例と規則をお配りしていますが、今回の条例改正は、行政機関個人情報保護法等が改正されたことに伴い、法律の改正内容を条例に反映させることが主な目的です。国の省庁を対象にした行政機関個人情報保護法が改正され、29年5月30日に施行されています。改正点は大きく2点あります。

1点目が、行政機関が、保有する個人情報を個人が特定できないように加工した「非識別加工情報」を作成し、民間事業者から提案があったときは「非識別加



工情報」を渡して、民間事業に使用できる仕組みを設けたことです。

2点目は、マイナンバーや運転免許証番号、各種被保険者証の記号・番号等を「個人識別符号」と名付け、それ単独で個人情報に該当すると定義付けしたことです。これまでは当該情報だけで個人を特定できるのか、個人情報と捉えるか否かグレーゾーンだったものを個人情報と定義して、個人情報の範囲が明確化されました。

1点目の非識別加工情報の民間事業者への提供の仕組みについては、今回の条例改正には入れておりません。国は29年度に非識別加工情報の提供制度を開始しましたが、まだ実際に行政機関で提供した事例は無いときいておりますし、東京都をはじめ各地方自治体もこの制度については課題が多くまだ検討段階です。当市も非識別加工情報の提供制度については今後の検討課題とし、今回、個人情報保護条例に反映させたのは法改正の2点目だけです。これに伴い情報公開条例も一部改正したものです。

まず、情報公開条例第6条第2号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等」の後に括弧書きで、「その他の記述等」の具体的な説明を追加しています。これは法律と合わせて文言を追加したものです。

次に、第17条第1項の審査請求に係る条文を改正しています。これは法改正とは無関係の改正です。従来は文言ですと、公開請求をした方で非公開等の決定に不服がある方だけが審査請求できるという意味でしたが、行政不服審査法では、公開決定された公文書に第三者情報が記載されている場合、第三者から「当該情報を非公開にしてほしい」と申出されたにもかかわらず実施機関が公開を決定した場合は、当該第三者も審査請求ができることになっています。このため、「この条例による公文書の公開の請求に対する処分又は不作為について不服のあるもの」が審査請求できる旨に改正しました。

次に、第21条第2項です。実施機関が管理する図書館その他これに類する施設等において閲覧ができる公文書については、情報公開条例は適用しないという条文でしたが、「東村山市手数料条例（平成12年東村山市条例第3号）別表の事項の欄に規定するもののうち、土地台帳その他の規則で定める公文書」を追加しました。土地台帳は土地所有者の氏名等の個人情報が記載された公文書ですが、一般に公開されている登記簿と同内容であるため、課税課窓口で閲覧や写しの交付を行っております。これは法令に閲覧等の手続が定められているものではなく、行政サービスとして行っているものです。第21条第1項に定める「法令の規定により」閲覧等ができる公文書だけでなく、土地台帳のように行政サービスで閲覧等を行っている公文書についても、情報公開条例の対象外とすることを追記しました。

規則の12条をご覧ください。12条に新たな条を追加し、「条例第21条第2項に規則で定める公文書は、次の各号に掲げるものとする。」として、地形図、土地台帳、家屋台帳を明記しました。これらは、以前から閲覧や写しの交付が課税課で行われているもので、情報公開請求の適用外となるものとして決めました。なお、以前からこれらの公文書は情報公開請求の対象外としていましたので、運用上は変更はありません。説明は以上です。

○佐藤会長

条例改正内容は市議会で承認されていますが、ご質問や確認事項はありますか。

○嶋田委員

過去に、東村山市にビッグデータに係る情報公開請求はありましたか。

○湯浅情報公開係長

自分が総務課にいた時期にはなかったと思います。

○嶋田委員

現在では「オープンプライバシー」という言葉が使われるようになってきましたが、個人のプライバシーを保護することはすごく難しいと感じます。この非識別加工情報制度はオープンプライバシーの取り組みの第一歩であると思います。ちなみに行政機関や地方自治体間では、パーソナルデータに係る研究会は行われているのでしょうか。

○湯浅情報公関係長

総務省で数年前から「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」が設置され、地方自治体が持っているパーソナルデータをどのようにして活用するのか、個人情報を加工して匿名化するにはどのような技術的な処理をするのか等の議論がされています。それぞれの地方公共団体において、個人情報を非識別加工情報に加工する技術の確立は難しいので、「地方公共団体が共同して加工を委託できる共同機関を設立しないと非識別加工情報制度の運用は難しいのでは」といった意見がでてきている状況です。

○嶋田委員

その検討会の結論と国や東京都の動向を注視している状況でしょうか。

○湯浅情報公関係長

お見込みのとおりです。東京都も非識別加工情報の提供に係る条例改正はしていません。

○佐藤会長

個人情報を匿名化すれば事業者に提供していいとは決まっていますが、具体的な技術はこれからだと思います。他にご意見等がないので終了とさせていただきます。

以上